

# 個人番号カードを代理人受取する場合にご持参していただくもの

## (1)本人確認書類

- ① A書類から2点
- ② A書類から1点+B書類から1点
- ③ B書類から3点(うち、1点は顔写真付のものが必要)

## (2)代理人の本人確認書類

- ① A書類から2点
- ② A書類から1点+B書類から1点

## (3)本人の来庁が困難であることを証明する書類

※詳しい内容についてはお問い合わせください

## (4)委任状(交付通知書の「委任状」欄に記入することで足りる)

※自筆できない場合は拇印が押してあること

## 本人確認書類一覧

分類	本人確認書類
<b>A 書類</b> 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類	マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付に限る)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
<b>B 書類</b> 官公署等から発行・発給された本人確認書類等	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、子ども医療受給者証、母子健康手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、個人番号カード顔写真証明書(病院、施設へ入所されている方、在宅介護・在宅医療を受けている方、15歳未満の方に限る)、民間企業の社員証、学生証、学資保険の保険証書、診察券等 ※いづれも住民票に記載されている「漢字氏名+生年月日又は漢字氏名+住所」の記載があるものに限り
<b>C 書類</b>	国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、健康保険の保険料、国民健康保険の保険料又は公民健康保険税、後期高齢者医療制度による保険料、介護保険の保険料、労働保険料、国民年金の保険料、農業者年金の保険料、厚生年金保険の保険料、船員保険の保険料、公共料金(国内で供給される、電気・ガス・水道)の領収証書、固定電話、日本放送協会に対し支払う受信料 ※C書類は交付申請者又は交付申請者と同一世帯員の住民票に記載されている氏名、住所の記載及び領収日付の押印(または発行年月日)の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限り

## ※ハガキの必要事項は

すべて本人様が記入したものを<sup>①</sup>ご持参ください。

①年月日を記入してください。

②本人の住所・氏名を記入してください。

③代理人の住所・氏名を記入してください。

④マイナンバーカードに設定する暗証番号を記入してください。

日置市長

マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。

以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書(はがき)  
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)  
C本人確認書類(以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。)  
ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など  
イ 健康保険証、年金手帳、医療給付者証、学生証 など  
※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

[15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類  
②代理権の確認書類(戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。)]も持参して、同行してください。

① 令和 年 月 日

日置市長宛

マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

② 本人の住所 \_\_\_\_\_  
本人の氏名 \_\_\_\_\_

(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。)  
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。  
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。  
私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 \_\_\_\_\_  
③ 代理人の氏名 \_\_\_\_\_

④

①署名用電子証明書暗証番号(大文字英字・数字混合6~16文字)	
②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)	
③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)	
④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)	

同一でも可

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。また、コールセンター(0120-95-0178)または市町村にお問い合わせください。